

令和元年第 2 回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録									
招 集 年 月 日		令和元年 12 月 4 日							
招 集 の 場 所		広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場 4 階 委員会室							
議 長		先 川 和 幸							
開閉会日時及び宣告		開 会		令和元年 12 月 4 日 午前 10 時 00 分					
		閉 会		令和元年 12 月 4 日 午前 11 時 43 分					
○	出席を示す	議席	氏 名		出欠	議席	氏 名		出欠
△	欠席を示す	1	前 重 昌 敬		○	5	中 田 節 雄		○
×	不応招を示す	2	熊 高 昌 三		○	6	青 原 敏 治		○
□	公務欠席を示す	3	金 行 哲 昭		○	7	宮 本 裕 之		○
		4	美 濃 孝 二		○	8	先 川 和 幸		○
会 議 録 署 名 議 員		7 番 宮 本 裕 之				1 番 前 重 昌 敬			
地方自治法第 121 条 の規定による説明のため 出席した者の職氏名		管 理 者		箕 野 博 司		事務局長		児 玉 一 朗	
		副管理者		浜 田 一 義		所 長		村 田 浩 章	
		監査委員		木 原 張 登					
議 事 日 程		日程第 1 会議録署名議員の指名について							
		日程第 2 会期の決定について							
		日程第 3 諸般の報告							
		日程第 4 議案第 5 号		広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について					
		日程第 5 議案第 6 号		芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例					
		日程第 6 議案第 7 号		芸北広域環境施設組合廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例					
		日程第 7 議案第 8 号		平成 30 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について					
		日程第 8 閉会中の継続審査の申し出について							
会 議 に 付 し た 事 件		議事日程に同じ							
会 議 の 経 過		次のとおり							

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	皆さん、おはようございます。 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。 ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。
日 程 第 1	議 長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 宮本裕之君及び1番 前重昌敬君を指名いたします。
日 程 第 2	議 長	日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、青原敏治君の報告を求めます。 自席にて御報告をお願いいたします。
	議会運営委員長	議長。 それでは、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。 本日招集されました令和元年第2回定例会の運営につきまして、去る11月27日に議会運営委員会を議長の出席のもと開催をいたしました。 本定例会への提出議案は、4件でございます。事務局から議案の説明を受け、協議いたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定をさせていただきました。 議案の内容につきましては、御手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。 なお、閉会中の継続審査につきまして、議長に申し出をいたしました。
	議 長	以上で、報告を終わります。 はい。お諮りいたします。 ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」というものあり〕

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 3	議 長	御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日間と決定いたしました。
	議 長	日程第 3、「諸般の報告」をいたします。 初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、事務局長、所長及び木原監査委員です。 次に監査委員から、令和元年度第1回定例監査及び平成30年度下半期分の例月出納検査の報告を受けております。御手元に配付しておりますので、御了承願います。 以上で、諸般の報告を終わります。
日程第 4	議 長	日程第4、議案第5号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略いたします。提案理由の説明を求めます。
	管 理 者 議 長 管 理 者	議長。 管理者、箕野博司君。 皆さん、おはようございます。 提案理由の説明ということですが、その前に、一言御挨拶を申し上げます。 師走に入り、今年も、残りあと 1 ヶ月足らずという時期になってまいりました。皆様方におかれましては、市町の 12 月議会前という、大変御多忙の中、本日の組合議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、今年は、組合の先進地視察にも皆さんに御参加をいただきました。大変ありがとうございました。事後研修会におきましても、いろいろな御意見を頂戴したところであります。現在、副管理者の浜田市長とも協議・検討を重ねているところでございます。次回の議会で、今後の方針案等につきまして説明し、御意見をいただく機会を設けさせていただければと考えておりますので、よろしく願いをいたします。 それでは、議案第 5 号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の提案理由を説明いたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	管 理 者	お配りしております提出議案書の 2 ページを御覧ください。 議案第 5 号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」であります。 広島県市町総合事務組合の規約変更について、協議があり、市町総合事務組合を組織している本組合の議会の議決が必要となりましたので、本議案を提出させていただいております。 内容につきましては、来年 3 月 31 日に解散する甲世衛生組合を、市町総合事務組合の組織団体から削除するものであります。具体的な規約の変更箇所につきましては、3 ページに新旧対照表を載せておりますので、御覧いただきたいと思います。 広島県市町総合事務組合は、県内の市、町、組合の退職手当事務や公務災害補償事務等を行っている一部事務組合であります。 また、甲世衛生組合は、世羅町、三原市久井町及び尾道市御調町の可燃ごみの処理を行っている組合であります。 以上、よろしく願いをいたします。
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議 長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議 長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第 5 号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕
	議 長	起立全員であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第 5、議案第 6 号「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長	この際、議案の朗読を省略いたします。提案理由の説明を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	提出議案書の４ページをお願いします。
		議案第６号「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてです。
		事業系一般廃棄物及び自宅回収ごみについて、受益者負担の適正化を図るとともに所要の改正を行う必要がありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、この案を提出するものであります。先の視察事後研修会におきまして、少し説明させていただきましたが、事業系のごみ処理手数料の値上げなどにつきまして、条例改正をお願いするものであります。
		詳細につきましては、事務局から説明をいたします。御審議の程、よろしくお願いいたします。
	議 長	引き続き、詳細について、事務局に説明を求めます。
	事務局長	議長。
	議 長	児玉事務局長。
	事務局長	はい。失礼いたします。議案第6号でございますが、事務局より説明させていただきます。
		提出議案書の4ページでございますが、組合の廃棄物の処理及び清掃に関する条例につきまして、新旧対照表方式での条例改正を行うものでございます。今回、事業所からのきれいセンターへの持ち込みのごみの処理手数料の改定をお願いいたしたく、上程させていただきましたものです。改正前と改正後でそれぞれ条文の変更箇所の下線が引いてございますが、4ページから5ページの上段部分につきましては、引用しております「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が一部改正されたことに伴います、項ずれ等の改正でございます。5ページの中段からが、ごみ処理手数料の改正となります。
		別表の第2でございますが、燃えるごみ 10キログラム当り70円を90円に、燃えないごみ・有害ごみ 110円を120円に、容器包装ごみ 40円を50円に、粗大ごみ 150円を160円に値上げするものでございます。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	それから、一般家庭にごみを引き取りに行くサービスがあるんですけども、別表の第3ですが、現行2 t 車1車当たり20,700円、1車超えるごとに7,400円を、車両1車当たり22,000円に改定するものでございます。 説明資料の1の方に補足説明を行っておりますが、資料1の2ページをお開きください。3の項に、事業系一般廃棄物に係るごみ処理手数料の改定について、ということで、今回の改定額の案と近隣市町のごみ処理手数料の状況を記載しております。近隣市町の状況を踏まえながら、負担割合の適正化を進めていくものでございます。一般家庭の施設持ち込み時のごみ処理手数料及びごみ袋の価格については、近隣市町と比較して高い水準にあり、変更はしません。改定時期につきましては、事業者への周知期間が必要ということもあり、来年の7月1日からとさせていただきます。 それから、4の項ですけども、一般家庭の自宅回収に係るごみ収集運搬手数料の改定についてでございます。こちらの方、各個人のお宅へきれいセンターからダンプで伺って、ごみを積んで帰るというサービスですが、平成30年度は、年間71件198台分の依頼がありまして、約100 tのごみを回収しております。ここ数年で急増しておりまして、適正な受益者負担ということで、今回改正をお願いするものでございます。こちらは、来年4月1日からの施行としております。 御参考までに、3ページ以降にこの条例の全文の新旧対照表を載せております。 以上で説明を終わります。
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
	4 番 議 員	議長。
	議 長	4番、美濃孝二君。
	4 番 議 員	はい。事業系ごみの料金の手数料の引き上げについては、前回一般質問の中で提案させていただいたので、歓迎をするものですが、この事業系ごみの組成を分析されたそうですが、それを見ると約半分が資源化できるというふうに言われています。事業系ごみの削減は、資源化を促進できるかどうかというのが鍵だと思うんですが、この20円プラスの90円というのが、他市町と比べて

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	4 番 議 員 議 長 事務局長 議 長 事務局長 議 長	やっぱりまだ低いというのが1点と、その他市町を見ますと、資源ごみはかなり安いんですね、例えば、50円とか。こういうふうにすることによって資源化していく、というふうなこともつながると思うんですが、90円が低くて、資源化が促進ができるのかどうか、そういうふうにお考えかどうかを伺います。 答弁を求めます。 議長。 児玉事務局長。 はい。そうですね、実際のところ資料の2の方にもございますけれども、例えば燃えるごみの経費と言うのは10キロ当り348円かかっているわけでございまして、まだまだ負担割合としては、事業所さんの負担割合としては、低いという状況もございます。それから、金額を引き上げると言うことに伴ってですね、資源化が進むのではないかということも十分考えられることではあるんですけれども、まずは近隣市町の手数料の状況を勘案しまして、第一段階としてはこの金額でまず進めていくという考えです。 急激な値上げというのは事業者に対しても負担になりますし、それが最終的に消費者の方に負担になってくる場合もございます。で、それと併せてですね、先ほど組成の分析を行った結果、御指摘がございましたけれども、古紙、例えば、現在きれいセンターでは新聞、雑誌につきましては、事業所許可業者さんからの引き取りは行っておりません。それは古紙とかそういったのは、リサイクルするルートが確立できておりますので、きれいセンターでの処理ではなくて、民間の処理をお願いしているところです。 同じように生ごみにつきましても、管内でリサイクルできる会社がございます。こちらの方に誘導していきたいと思っておりますが、コストの関係でそれができていない部分がございます。ですが、こういったきれいセンターへ持ってきていただかないことによって、企業の方が御負担いただいている部分があるんであれば、それをなんとか支援する形で、例えば収集する体制を考える、ですとか、補助金、まあ生ごみの補助金、あるいは生ごみの処理機械のリースの試験的な導入ということも考えながら、そういった形でまず進めていく考えでございます。 以上です。 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 4 番 議 員 議 長 事務局 長 議 長 事務局 長	はい、4番。 美濃です。了解いたしました。 これは第一段階ということで、例えば一定期間、実証実験的なものになると思うんですが、その効果をみて料金を見直すお考えなのかどうか、また、その期間、大体いつ頃再検討するのか、例えば1年くらいみて、もう1回考えとかっていうお考えがあればお伺いします。 もう1点ですね、先ほどお話しがあったように、事業者に周知をすることも含めて、4月じゃなくて7月ということですけども、以前から事業者を訪問して提案させていただきましたように、ごみを事業系ごみ、燃えるごみを減らす、という相談をですね、していくということが必要で、事業者訪問ということが言われたんですが、どこまで進んでいるのか、それと先ほど収集について考えるというふうにお話がありましたが、例えば、オフィス商工会のような仕組みなのかなと思うんですが、商工会との協議は各市町、どのような状況なのか伺います。 答弁を求めます。 議長。 児玉事務局長。 はい。まず、今回の事業所の手数料の値上げの今後についてという御質問ですけども、今回の第一段階ということではありますが、その期間というのはやはり、1年とかっていう短期間ではなくて、しばらく、その2、3年という期間を想定しているわけでございますので、その中でまたいろいろと検討していきたいと考えているところです。 で、事業所への周知というところでございますけれども、まずどこまで進んでいるかというところですけども、今年度、安芸高田市さん、それから北広島町さんと協働してですね、事業所の方を訪問させていただいております。安芸高田市さんの方を1カ所、老人介護施設ですね、1カ所。それから北広島町さんの方も2施設を調査しまして、法人としては1法人ですので、その1法人の方に、管理者、副管理者とですね、一緒に、事業所ごみの減量について、訪問しているところでございます。それからですね、次の訪問先というのにも検討しまして、今進めてはいるんですが、まだ、訪問調査の方は、まだできておりません、それ以降は。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	先ほどの生ごみとか、そういった仕組みについてですけども、実際今、きれいセンターに持って来られる時にですね、事業者さんの方、お店では生ごみ、それから燃えるごみっていうのを分けて分別してごみの倉庫に置いていらっしゃるんですけども、運搬業者さんが1業者ですので、運搬効率の面から生ごみと燃えるごみを一緒にパッカー車に積んできれいセンターに持って来ているという状況があります。それで、生ごみだけを収集して集めるような業者さんを紹介できないかっていうところがあります。それがまあ無理だったら、まあ、組合ですとか、シルバーセンターとかその辺もあるんですけど、大前提は、そういった生ごみだけをですね、収集ルートの中で何社か収集して回れば、それだけで十分コスト的に成り立つんですが、一つの事業所から生ごみと燃えるごみをそれぞれ別の場所に運ぶというのは、その負担というのが大きいので、それを今、そういった仕組みが、事業者さんと相談できないかというところを今、考えているところです。 で、古紙につきましてはですね、以前議員さんの方から御提案がございましたけれども、オフィス町内会という仕組みがございます。月に商工会に加盟してらっしゃる業者の方の事業所を月1回決めてですね、業者の方が回るっていうようなのが、オフィス町内会の仕組みですけども、これについてもですね、市町さんの方といろいろ今、協議が進んでいるんですけども、そういうオフィス町内会の仕組みとは別にですね、今、拠点回収という方を目指した方が良いんじゃないかという方向性になっています。収集するのではなくていつでも出せるような所、そこに古紙とかそういったものを何かのついでに持って来てもらえないかなっていうのを今、考えているところであります。まあ、商工会の事務所の近くですとか、拠点の施設に、そういったところに事業者さんの方も持ち込めるような所があれば、それが一番今の仕組みだとしたらですね、コスト的に良いかなと思います。今、古紙の価格が実は暴落しています。新聞、雑誌がかなり金額が安くなってまして、回収するメリットがだんだん薄れてきている部分もあります。まあ、1ヶ所に大量に集めておけばなんとかっていう部分はあります。このあたりも時勢の状況を考えながら、減量化対策、支援策というのも考えていかないといけない状況にはありますが、今の状況はちょっとそんな段階です。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長 議 長 4 番議員	以上です。 答弁を終わります。はい。 一定の取り組みはされているようではございますけれども、1点、確認させていただきます。 古紙については、オフィス町内会という仕組みを活用してということで目指されておりますが、生ごみ等については業者を紹介と。特に事業者はまだほとんど進んでないわけで、事業者はたくさんあると思うんですね、商店とかも入ってきますとね。そうすると、搬出される、資源化できるごみが非常に少ないんじゃないかと。ですからやはり中心的な、オフィス町内会的なもので、全部回収して回るようなものにしていかないと、本格的には燃えるごみが削減できないんじゃないかというふうに考えるんですが、それはどういうふうにお考えか伺います。
	議 長 事務局長 議 長 事務局長	答弁を求めます。 議長。 児玉事務局長。 はい。そうですね、当面の考えとすれば、多量の排出事業者さん、そこをまずターゲットにと思っておりましたが、そういう中で、そういう収集運搬の仕組みができるのであれば、それはまあついでに、ついでに言ったらあれですけど、小さな事業所も回ることで生ごみの、そういった収集ルートっていうのができれば、それは一番良いかなと思います。が、まずは大量に出していらっしゃるところをまずターゲットに、そこからっていう考えで、ちょっと今、進めている状況です。
	議 長	以上です。 答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。
	議 長	〔「なし」と言う者あり〕 これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
	議 長	〔「なし」と言う者あり〕 討論なしと認めます。 これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第6号「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を起立により採決いた

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	議 長	します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。 〔賛成者起立〕
	議 長	起立全員であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第6、議案第7号「芸北広域環境施設組合廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略いたします。 提案理由の説明を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	それでは、提出議案書の7ページをお開きください。 議案第7号「芸北広域環境施設組合廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてです。 芸北広域きれいセンターの洗車場の使用料を改定し、受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出させていただいております。 詳細につきましては、事務局から御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
	議 長	引き続き詳細について事務局に説明を求めます。
	事務局長	議長。
	議 長	事務局長。
	事務局長	はい。事務局の方から、少し御説明させていただきます。 きれいセンターに洗車場があるんですけれども、許可業者の方、特にパッカー車は、生ごみ等を運搬されている関係上、衛生面からもすぐに洗車が必要ということもありまして、洗車設備の使用を許可し、使用料を徴収しております。その額につきまして、消費税の増税分を考慮した額に改定させていただくものでございます。 提出議案書の7ページにございますように、現在1ヶ月当たり3,000円を3,200円に値上げするものでございます。資料2の方に、条例全文の新旧対照表を載せておりますので、御参考として

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 7	事務局長	いただければと思います。 以上でございます。
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議 長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議 長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第7号「芸北広域環境施設組合廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。 〔賛成者起立〕
	議 長	起立全員であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第7、議案第8号「平成30年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略いたします。提案理由の説明を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	議案第 8 号でございますが、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けまして、認定をお願いするものであります。 平成 30 年度の決算額は、歳入総額 673,324,366 円、歳出総額 643,850,184 円で、差し引き残額が、29,474,182 円となっております。なお、この残額のうち、1,000 万円を繰越金として、令和元年度予算に充当しております。 詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、御審議の程、よろしく願いいたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 事務局長 議 長 事務局長	引き続き詳細について、事務局に説明を求めます。 議長。 児玉事務局長。 はい。議案第 8 号の平成 30 年度の歳入歳出決算認定でございますが、決算に関する資料といたしまして、一般会計決算認定資料、一般会計歳入歳出決算書、行政報告の 3 冊を配付させていただいております。 では、まず、決算認定資料の方から御説明いたします。 ちょっと説明を 20 分程度させていただくことになります。 まず、決算認定資料の方でございますけれども、2 ページをお開きください。総括表でございます。先ほど管理者の方から説明があったとおりでございます。歳入につきまして、予算現額に対する決算額が、673,324,366 円、比率 100.81%、歳出は、決算額 643,850,184 円、比率 96.4%、歳入歳出差引残額 29,474,182 円となっております。 3 ページの方に歳入の目別の一覧がございます。4 ページには、歳出の方につきまして、款別の予算現額と決算額の比較を載せております。5 ページの方が、決算統計による性質別歳出でございます。地方公共団体の統一ルールによって分類したものでございます。6 ページに、財産に関する調書の詳細といたしまして、備品の納入日と契約金額を掲載しております。10 万円以上のものについて記載しておりますが、30 年度の増減はございません。 以上で、決算認定資料の説明を終わります。次に、決算書の方を少し、御説明させていただければと思います。決算書の方、決算の内容につきまして、いくつか御説明申し上げます。 決算書の、8 ページ、9 ページの方ですけれども、歳入歳出決算の歳入事項別明細書でございます。1 款、分担金及び負担金、1 目、通常経費負担金でございますが、当初予算額 434,000,000 円に対しまして、収入済額も同額でございます。内訳は、安芸高田市さんの通常経費負担金が、265,342,000 円、北広島町さんの負担金が、168,658,000 円 となっております。 以降、2 款の方が、使用料及び手数料ということで、ごみ処理手数料、ごみ袋やきれいセンターへの持ち込みについての収入でございます。先ほどの洗車設備使用料でございますが、こちらが 1,017,000 円の収入となっております。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	それから、3 款の県支出金ですが、こちらは、紙おむつ資源化装置の試験運転や事業系ごみの調査、災害廃棄物処理計画の策定等に交付されました県からの補助金で、4,415,000 円の収入となっております。 4 款の財産収入、携帯電話基地局の土地貸付料、それから財政調整基金の利子等でございます。 次のページ、10 ページ、11 ページにまいりまして、5 款の繰入金、歳入の不足分につきまして、財政調整金から当初予算で、61,000,000 円の繰り入れを行っております。 それから、6 款の繰越金、7 款の諸収入、アルミ缶や新聞・雑誌を資源化業者に売却しておりますが、その収入他でございます。 備考欄に、公有建物災害共済金として 7,706,880 円というのがございますが、主なものは、昨年の粗大ごみの受け入れコンベヤの爆発事故による修理費、これが 7,560,000 円だったんですが、その共済金です。他は作業中に破損した窓ガラスの修理費の補填等でございます。 次のページ、12 ページ、13 ページが、歳出の事項別明細になります。1 款が議会費、2 款が総務費でございまして、備考の欄の方に内訳がございます。御覧いただければと思います。 続きまして、14 ページ、15 ページでございますが、総務費の財産管理費、監査委員費でございます。 それから下段の方、下の方、3 款が衛生費でございまして、きれいセンター関係の費用となっております。 次のページ、16 ページ、17 ページでございますが、備考欄にございますように、職員の手当や共済費、11 節需用費、きれいセンターの電気料ですとか補修費、12 節役務費、ダイオキシン類等の測定費用、13 節委託料、ごみの収集運搬業務の委託料、焼却灰等の資源化の委託料他でございます。 次のページ、18 ページ、19 ページも御覧のとおりでございます。 備考欄の 15 節工事請負費でございますが、きれいセンターの照明を水銀灯から LED 灯への取替工事の工事費でございます。 それから次のページ、20 ページ、21 ページでございますが、4 款予備費でございまして、当初予算額 3,000,000 円に対しまして、882,251 円を充用させていただいております。充用先は、備考欄のとおりでございまして、職員の給与改定等に伴うものでござい

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	ます。 以上で、歳入歳出の説明を終わります。次のページ、22 ページ、実質収支に関する調書がございます。 23 ページからが、財産に関する調書でございます。24 ページの方が、土地、建物、物権です。25 ページの方、物品の増減と現在高を記載させていただいております。先ほど御説明いたしました決算認定資料の方に、納入日と取得額の記載のあるものがございます。 最後のページ、26 ページでございますが、30 年度決算年度末の財政調整基金、現在高でございます。繰入で 61,000,000 円取崩しまして、繰越金の予算未計上分の額 15,156,000 円、それから利子 330,000 円を積立いたしまして、年度末現在高は、287,409,000 円となっております。以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。 それでは、行政報告の方を御説明させていただきます。こちらは、30 年度の主要な施策の成果を説明する資料にもなっております。平成 30 年度行政報告書を御覧ください。 1 ページ開いていただきますと、総論でございますが、最近、自然災害も頻発して、被害も大変多くなっております。30 年度は、7 月豪雨がありまして、組合管内でも被害が発生しました。特に、甲田町・向原町の被害が多くて、災害廃棄物も 240 t 発生しております。いかに早く適正に処理を行うかがその後の生活に深く関わってくる問題ですが、幸い、収集運搬事業者さんや安芸高田市さんの対応によりまして、年内に処理を行うことができております。その処理のフロー図、状況につきまして、そちらの図 1 の方に載せております。 それから 2 ページの方を見ていただきますと、30 年度の組合事業の主なものですが、その一つとして、事業系一般廃棄物の減量化対策を行いました。事業所ごみの調査を行った結果が図 2 の円グラフです。先ほど御質問もあったんですけども、生ごみの割合が 19.9%ということで、事業系ごみについては、生ごみの削減をターゲットに今後取り組んでいきたいと思っております。また、紙おむつも 14.2%の割合でした。こちらの方は、紙おむつの資源化装置をリースで借りて、きれいセンターで試験運転を実施しました。これは、鳥取県の伯耆町で行われているシステムによるも

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	ので、実際に紙おむつが3分の1に減量されて、臭いもそれほど感じられないもので、運転操作も容易でした。ただし、ランニングコスト、電気代ですが、その問題と、処理後の生成物の塩分濃度が高いということがあって、固形燃料としての利用というのが難しいという面もあってですね、導入に当たっては、さらに検討が必要ということになりました。 それから3ページの方に、地球温暖化対策への取り組みとして、図3の方に、きれいセンターにおける温室効果ガスの排出状況のグラフと目標値を示しております。地球規模での取り組みが必要な案件ではございますが、きれいセンターでは、照明をですね、LEDに取り替えたりといったことを実施しました。また、安芸高田市さん北広島町さんでも、「クールチョイス」の宣言を実施されてですね、環境イベント等での関連映画の上映など、普及啓発の取り組みを実施されています。LED灯への取り替えにつきましては、電気量の削減効果だけではなくて、作業性も非常に向上しまして、今後も進めていきたいと考えております。 あとは、ページをめくっていただくだけになるんですけれども、4ページから決算状況の説明となっております。 5ページに市町負担金の推移のグラフがございます。市町負担金の平準化に努めたいと思っておりますけれども、30年度は、芸北地域加入による北広島町負担金の額を除けば増額ということになっております。(2)にごみ処理手数料の増減比較がございます。29年度は、芸北地域分が純増しておりましたが、30年度もごみの量の若干の増に伴いまして、2.62%、額にして3,285,000円の増となっております。特にきれいセンターへの粗大ごみの持ち込みが増加している状況です。1日平均約240件の持ち込みがあります。その中のきれいセンター持ち込みの中でですね、事業者の占める割合っていうのは約7割を占めております。今回の手数料の改正、まあ7月からになるんですけれども、約700万円くらい、昨年と同じ規模ですと、約700万円くらいの増加というふうになると思います。 それから6ページの方ですけれども、資源化物の売却代の比較の表がございます。29年度、30年度。昨年度と比較しますと約4,501,000円減額となっております。中国の影響ですとか、海外への廃棄物の輸出の規制もありまして、最近も段ボールの古紙が

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	下落している状況が続いている状況です。 7 ページが、決算統計による性質別歳出で、決算認定資料に載せていたものです。 8 ページ、9 ページが、議会・監査会の開催状況です。 10 ページが、人事行政の状況です。 それから 11 ページが、許可の状況です。収集運搬業、それから処分業です。ここに、エの項がございます、一般廃棄物処分業。ここがございますように、木くず・刈草をリサイクルする事業者さん、それから、動植物性残渣・植物性残渣、これはつまり生ごみなんです、それをリサイクルできる事業者さんが管内にいらっしゃいます。ただし、管内からの持ち込みっていうのは少なく、ほとんど広島市内からの持ち込みが多い状況でございます。 それから、12 ページの方に、ごみ処理実績といたしまして、安芸高田市さん、北広島町さん別の 30 年度のごみの搬入量をまとめたものがございます。12 ページの表の、中程の表ですけども、安芸高田市さんが 7,807t、前年度比で 0.06%減、北広島町さんが 4,943t で、1.44%の増、という状況になっております。(2)の方が、きれいセンター開設後のごみ処理量の推移をグラフにしたものでございますが、30 年度、過去最大の 12,750 t の搬入量となっております。 右のページ 13 ページですが、家庭のごみと事業系のごみの割合の推移です。割合は、最近変わっていない状況なんです、他の市町と比較すると事業系ごみの割合が高い状況ではございます。 (4)が、ごみ焼却量の推移です。折れ線グラフが時間当たりの焼却能力ですが、施設の老朽化により、低下している状況です。焼却時間の延長と布団や木くず等を焼却せずにリサイクルすることで何とか対応している状況でございます。その結果、一時期に比べると焼却量はですね、ごみの量は増えているんですが、減少傾向にはありますけれども、それ以上に燃えるごみが増えている状況で、布団や木くずのリサイクル量も増加しているということでございます。 14 ページ、15 ページ、市町別のごみ処理量です。最近、粗大ごみの増加が結構みられております。下の部分にですね、収集搬入別ということで、安芸高田市さん、北広島町さん別の生活系、家庭から出るごみと事業系のごみの量の推移を表にしております。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	傾向としましては、きれいセンターへの持ち込みっていうのが増加している状況です。 16 ページの方が、年間一人あたりのごみの排出量でございます、イの方、全体、事業系を含む平均排出量は、組合が1人1日当たり738gとなっております。県の方は871g、国の方874gとなっております。集計年度が違うんですけれども、下にグラフがございますが、菱形の折れ線が組合の排出量でございますが、そちらの方はずーっと伸び続けて、県の排出量っていうのは横ばいから少し減少傾向っていうようになってます。県の方、三角の折れ線ですけれども。ですので少しだんだんこの排出量が県の平均レベルに行くんじゃないかという危惧をしております。 17 ページの方が、燃えるごみのごみ組成です。ビニール類等が、22.58%を占めているという状況です。下のグラフの方がごみ質の三成分ですけれども、水分が、40.70%。まあ生ごみとかですね、乾燥してもらったら大分違うかなというような状況です。 18 ページが、ごみの処理経費でございます。1袋あたりに換算しますと、下の表にあるんですけれども、燃えるごみが、大体1袋当たり171円かかっております。受益者負担、ごみ袋の手数料ですが、こちらが65円ですので、市町の負担額っていうのが106円、約62%という計算になります。 右側のページ、19 ページに経費別推移のグラフがございます。主な補修内容をエの項に記載しております。 それから20 ページが、資源化状況の一覧です。 21 ページには、資源化量と資源化率の推移のグラフがございます。まあ、県内の平均が19.6%の中で、組合は24.95%と、まあリサイクル、資源化率はだんだん上昇しているということで、まあ、評価をいただいているところではございます。広島県の方もですね、今、固形燃料化を行っている施設が減少するということが見込まれておりまして、リサイクル率は大幅にダウンするんじゃないかなと、県の方はですね、思われております。 それから、22 ページ、23 ページが、リサイクルのフロー図の説明です。それぞれのごみがどういうふう処理されているかというのを図にしたものでございます。 24 ページ、25 ページに環境への影響についての各種検査結果を載せております。まあ施設は古いんですけれども、ダイオキシン

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	類の値ですとか、環境の値というのは、クリアできておりますので、環境の性能というのは問題ない状況でございます。 26 ページが、日曜開場の状況とそれから、鹿や猪の死亡獣畜の処理状況のグラフでございます。まあ猪の数字です、ごめんなさい、鹿ですけれども、三角の折れ線ですけれども、まあ 29 年度 810 頭、30 年度は 695 頭で若干減少はしておりますものの、かなり多い数字でございます。 27 ページには、きれいセンターの施設の見学の状況と推移を載せております。 それから 28 ページには、職員の資格取得状況ということで、資格の一覧と取得者数を載せております。括弧書きが、30 年度に受講した者で、まあ事故が起こると法令改正ということで、こういった資格というのも拡充されてきている状況でございます。 29 ページ以降に、参考資料を掲載しておりますので、またご覧いただけたらと思います。 ちょっと説明が長くなりましたけれども、以上です。失礼します。
	議 長	これで提案理由の説明を終わります。
		次に監査委員より決算審査の結果報告を求めます。
	監査委員	議長。
	議 長	木原監査委員。
	監査委員	はい。それでは、監査報告をさせていただきます。提出議案の 10 ページを御覧ください。平成 30 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算審査意見書を付けさせていただいております。 審査の対象、平成 30 年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算。 審査期日、令和元年 11 月 8 日。 審査の方法、審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類並びに月別出納状況調書及び預金残高調書について、例月出納検査及び定例監査の結果も参考とし、計数の正確性、事務処理の適否、事業執行状況について検証を行った。これらについては、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、関係職員への質疑応答の方法により審査を実施しました。 審査の主眼です。予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、収入の確保が適正に行われているか、支出は経

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	済的・効果的に行われているか、違法・不当な会計処理がなされていないか、契約・検収事務が適正に行われているか等に主眼を置いて審査を実施いたしました。 審査の結果でございます。決算書等は法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められた。予算は適正に執行され、予算の流用及び予備費の充用も適正に処理されていると認められた。財産に関する調書について、計数は正確であり、保管・管理状況も適正に行われていると認められた。基金の運用状況について、計数は調書のとおり正確であり、適正に運用されていると認められた。 審査結果の概要及び意見ですけれども、11 ページに、決算の概要及び意見としております。ここの計数的なところにつきましては、先ほど事務局の方で御説明されたので、割愛させていただきます。 意見といたしまして、15 ページを御覧ください。平成 30 年度の決算額は、前年度と比較して歳入で、14,513,000 円、歳出で、18,830,000 円それぞれ減少している。歳入減の主な理由は、前年度は、芸北地域の加入及び市町別収集運搬業務の委託開始があり、それに伴う加入負担金や車両売却収入があったことによるものであり、歳出については、前年度、加入負担金 57,790,000 円を全額財政調整基金に積立した影響で減額となっている。しかし、実質は、ごみ処理施設の補修費及びごみ量の増加に伴う資源化委託費用が増加し、基金からの繰入金増額により対応している状況であり、実質単年度収支は、赤字決算となっている。基金現在高は 287,409,000 円であるものの、今後も安芸高田市及び北広島町においては、厳しい財政状況が予測される中で、老朽化した施設の整備と今後の処理方針を早急に検討していかなければならない。ごみの処理は、1 日たりとも欠くことのできない業務であり、適正処理を継続しながら効率的な行政運営を図るよう、以下のとおり意見を述べる。 ア、事業系ごみ処理手数料について。組合のごみ処理量の内、事業系ごみが約 4 割を占めている。事業系一般廃棄物は、事業者が自己処理することが原則であり、処理手数料も実際の処理コストを大幅に下回っている。きれいセンターでの事業系可燃ごみの処理手数料は 10kg 当たり 70 円であるが、実際は 348 円の経費が

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	かかっている。他市では、応分の経費を求めている事例もあり、事業者が資源化に取り組む際のコストより処理コストが低ければ結果的に分別・リサイクルが阻害される結果となる。中小事業者対策や消費者への費用転嫁の影響も考えられるが、適正な料金水準が事業系ごみの減量化・リサイクルに繋がることを念頭に、処理手数料の改定を検討されたい。これは先ほど、提案がありましたとおりでございます。 イ、リユースの取り組みについて。処理経費を削減するには、ごみを処分するのではなく、再利用、リユースすることが効果的である。これまで再三にわたり要望してきたが、きれいセンターには、まだ十分使用できるものが捨てられており、必要な人への譲渡、福祉施設での販売、リサイクルショップへの斡旋等のリユース体制の構築ができないか。他市町の事例を参考に事業実施に向けて積極的に取り組まれない。 ウ、事業の費用対効果について。温暖化対策の一環として、きれいセンターの照明器具を水銀灯からLED灯へ取り替えを実施している。電気代の軽減に繋がり、作業性も向上したとの事であるが、具体的な数値、電気量、照度等での比較検討も必要である。今後の事業展開、例えば、死亡獣畜の処理装置の設置や廃校を活用したごみ回収拠点の整備等においても費用対効果を勘案しながら検討を進められたい。 以上、ごみ処理経費の縮減を図りながら、ごみ処理を続けていくための方策を提案したが、組合の事業だけでは限界があり、安芸高田市及び北広島町との一体となった施策展開が求められる。漫然とした前例踏襲や課題の先送りを行うのではなく、新しい発想でごみ処理の問題に対処されるよう強く要望するものである、と結びを入れました。 特にイのリユースの関係ですけれども、昨今インターネットなんかでも、リユース中古品の売買というような、若い人を中心に盛んになっておりまして、あんまり抵抗というものは無いわけなんです。これらの廃棄物につきましては、実際に少し手を入れれば何度も使えるような物もあります。例えばチャイルドシート等は、若い人使われますけれども、どんどん転売して、何回もいろんな人が使われている実績もありますので、そういったものでどんどん廃棄するんじゃなくて、使われていかれたらいいと思い

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	ます。例えばシルバー人材センター等を使って、ここに出てきた粗大物を、例えば大工さん、引退した大工さんとか、家具の指物師さんとか、そういった人達に集まってもらって塗り直したり、あるいはタンスでも削り直せば、新品同様になりますし、そういった物をどこかに集めて、また売っていただくと。収入を得るのが目的ではなくって、廃棄物を、廃棄物で無くすということが目的ですので、そういったことが事業化されて、少しでも話題になれば、実際に廃棄物を廃棄物で無くせるということが、私たちの地域の中でも、定着をするんじゃないかと思っております。この点について、皆さんまた、御検討をいただければと思って、こういった結論にさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。
	議 長	これをもって、監査委員の報告を終わります。 この際、11 時 15 分まで休憩といたします。
		〔暫時休憩中〕
	議 長	休憩をといて、会議を再開いたします。 これより質疑に入ります。 議案につきましては、決算認定ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の施策のこと、きれいセンターのことやごみの収集のことなど、その他、全般にわたっての質問がございましたら、ここで、質問をいただきたいと思います。なお、質問は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立により、行ってください。
		質疑はありませんか。
	2 番 議 員	議長。
	議 長	はい。2 番、熊高昌三君。
	2 番 議 員	一問一答ということですが、3 点くらいあるんですが、1 問ずつさせていただいたらいいですか。
	議 長	はい。
	2 番 議 員	まず、決算書の 11 ページに昨年の災害に対する建物共済の金額が 700 万余り入っておると思いますが、これに対して 17 ページの役務費の建物共済保険料というのが 127 万ありますけれども、これが関係するのかなあというふうに思うんですが。これまで大きな建物共済を使った経緯というのが、長年あると思いますが、実際にあるように思います。というのが、建物共済がこれまで 127

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	2 番議員 議 長 事務局長 議 長 事務局長	万出ておるということでしょうか、これに対する費用対効果と言いましょうかね、そういった観点で見られたことがあるのかなのか。なお、保険会社はどこなのかということをもまずは伺いたいと思います。 はい。答弁を求めます。 はい、議長。 児玉事務局長。 建物共済の御質問でございますけれども、これ、保険料がおっしゃるように 127 万円の保険料でございます。で、プラントって言いますのが、例えば火事とか火災になりますと、今丁度、呉市さんの方、火災とか起きておられて大変なことになっているんですけれど、そうすると億単位の修理費用っていうのも発生します。ということで、施設の開所当初はですね、年間 500 万円くらいの保険に入っておりました、プラントの保険に、入っておりました。ただし、先ほどおっしゃったような費用対効果の面を考えますと、あまりにも高いということで、途中からですね、変更しております。現在は、上限が 2 億というふうになっております。その代わり保険料は 127 万円ということで、以前に比べると安くなっております。で、実際ですね、今回この建物共済で利用した中で一番金額が多いのはこの粗大ごみのコンベヤ、756 万円でございます。それ以外には、ちょこちょこ窓ガラスが壊れたりとかですね、落雷によって計量器が 1 回壊れたことがございます。それが大体 300 万程度の修理費用がかかりましたけれども。そういった形で今、利用しておるところでございます。 これは全国自治協会という、市町村が加入してらっしゃるようになっている保険会社でございます。まあ、自治体の方が多数加入してらっしゃる保険でございまして、組合の方もそちらの保険を利用しております。まあ、あの、確かに何もなければ問題ないんですけれども、いざ、何かの機械、火災とかそういうのが発生した場合にはですね、かなりの金額が必要ということで、費用対効果というところまでは、考えてないんですけれども、ちょっとしたコンベヤの修理でも 1 千万位の金額がかかるということを考えますと、リスク分担から言うとこれくらいの費用負担は仕方ないかなあと考えております。 以上です。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 2 番議員 議 長 2 番議員	答弁を終わります。 議長。 はい、熊高昌三君。 内容については十分理解できましたんで。本当にリスク回避ということですので、何があるかわからんということですから、2億まであるということなんで、それ以上のことは、なかなかないと思いますんで、そこらも視点を置きながら、見ていただいておりますということで理解しました。 次にあの、行政報告書の1ページに昨年の災害ごみについてのフローが書いてありますけれども、いろいろ努力をしていただいて処理が早くできたということですね。非常に市町の住民というのは喜んでおると思いますが、とりわけ、安芸高田市はお世話になったわけですけれども、このフローがまあずっと書いてありますが、これのお金の流れはですね、どのように理解をすれば良いのか。まあ、とりわけ資源化をしたりとか埋め立て、特に木質系の廃棄物、土砂混合物が一番104tということで、この中に占める割合は大きいんだと思いますが、これが埋め立てということになっておりますが、この流れが、まあ市との関係も含めてですね、どのようになっておるのかというのを御説明いただきたいと思います。
	事務局長 議 長 事務局長	議長。 答弁を求めます。児玉事務局長。 はい。災害廃棄物の処理の流れについての御質問でございますけれども、これは全てですね、災害については、組合主導ではなくて、市町さん主導ということで、今回もこのごみの処理につきましては、安芸高田市さんが、災害廃棄物の処理については、安芸高田市さんが行われるということで、安芸高田市さんの費用で全て行っていただいております。で、例えばきれいセンターで燃えるごみ14t、粗大ごみ26tというのがございますけれども、それはまあ、きれいセンターの持ち込み手数料として、これは安芸高田市さんに請求させていただいております。それから、他の資源化業者って書いてありますのは、安芸高田市さんが直接そういった資源化業者さんと契約されてですね、料金の支払い等も全てされていらっしゃる状況です。まあ、その一例を申しますと、その資源化業者、鳥取県というのは、きれいセンターの布団や木く

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	ずを扱っている業者でございまして、まあ、トン当たりですね、埋め立ての費用っていうのは、処理費と、そうですね、5 万円とかそういった金額と聞いております。実際処理費の方はですね、安芸高田市さんの方で、また集計していらっしゃいますけれども、その内いくつかがですね、災害廃棄物ということで、安芸高田市さんの方に補助金としてまた返還される、返還っていうか返ってくるものと思われま。2 分の 1 でしたか、多分、そういった形で、補助になっております。まあ、鉄くずについては、これは売却されていますので、費用がかかっておりません。あとまあ、消化器とかそういったのは 1 本当たり千円とか、そういう値段でござい。そうですね、金額的な、ちょっと把握は、安芸高田市さんの方では集計されておると思いますが、全て安芸高田市さんの費用で行っていただいているところでござい。で、収集運搬業者さんがですね、運んだりとか、ユンボを貸してもらったりとか、そういったところはかなり御協力、無償での御協力もいただいておりますし、格安での重機の供与というのもしいただいております。 以上です。
	議 長	答弁を終わります。
	2 番 議 員	はい、議長。
	議 長	熊高昌三君。
	2 番 議 員	きれいセンターに係る部分ということで特化すると、安芸高田市の方にその処理料は、いくら、直接関係する部分で言えばあったんでしょうか？
	事務局長	議長。
	議 長	答弁を求めます。児玉事務局長。
	事務局長	安芸高田市さんに請求した金額はですね、燃えるごみが約 14 t なんです、そちらの方が 89,180 円。それから粗大ごみの方が 26 t ございますが、379,500 円、ちょっとこれ数字があれなんです、概算でそれくらいの費用になります。 以上です。
	議 長	答弁を終わります。熊高昌三君。
	2 番 議 員	了解しました。 次に 17 ページですね、燃えるごみのごみ質の種類別ということで記述がしてありますけれども、プラスチックごみが増加している

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	2 番議員 事務局長 議 長 事務局長	という、結果的に表になっておりますが、以前からこのごみの中身に対応して、減量化するというのはその部分がついていうことで、局長もよく言われておりましたけれども、それがやはり増加傾向にあるということですが。これについて、今年度もいろいろ取り組みをされておりますが、こういう結果を受けて、更に方向性というのはしっかりそこに向けていく必要があるということが、まあ、見えてきたんだと思いますけれども。この辺についてのお考えを改めてお聞きしておきたいと思います。プラごみの減量化についてですね。 議長。 答弁を求めます。児玉事務局長。 はい。ごみの減量化についての御質問でございますけれども、おっしゃるようになりますね、このプラの割合が高くなっております。その原因というのが、プラスチック製容器包装とかペットボトルとかでございます。そういったものが、まあ、燃えるごみの中に混入しているということでございます。で、今取り組んでいるのは、その燃えるごみではなくて、ピンクの袋ですね、プラスチック製容器包装の袋に入れていただいて出していただく、ということをして市町さんと一緒に啓発、取り組みを行っていかなくてはいけないなというところをしているところでございます。 この間、事業所の方にですね、訪問調査へ行った時でもですね、分別がわからないということで、また後日、北広島町の方と分別の説明会で、その事業所を訪問して説明したところなんです。そこでもやっぱりこういったプラスチック製容器包装のごみの分け方がわからないということも結構お聞きしました。で、結局皆さん良くわからないから燃えるごみの中に入れていっちゃう。あるいはまあ、外国人の事業所さんの方でもですね、ピンクの袋ってというのがあまりわからないということで、そういったトラブルも生じております。で、市町さんと相談しながらの予定ではあるんですけども、まあ、出しやすくするために、今のピンクの袋、少し大きいので、少し小さい袋も作ろうと思っております。それから今、月に2回なんですね、プラスチック製容器包装の収集の回数というのが。それを週に1回にしたいということで、今、ちょっと取り組んでいます。4月からということに合わせてやりたかったのですが、ちょっと収集の体制っていうのがなかなか難しく、

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	まあ令和、ちょっと遅くなるんですが、令和3年の4月からはプラ容器を週に1回収集したい、そういう体制を作りたい、と今考えているところでございます。 以上です。
	議 長	はい。答弁を終わります。
	2 番 議 員	議長。
	議 長	熊高昌三君。
	2 番 議 員	災害等が出る汚れたごみとは全く違う視点だと思うんですが、災害との影響は確かに無いということで理解してよいですね。 それと局長はもう既にピンときておられると思いますが、最後に言われたピンクの袋の小袋化、回収の回数を週1にするということ。まあ、広域組合へ行くんだと言うと、女房もいろいろ周りに言われるんでしょうね、早くしてくださいと、お願いしてください、というのを顔を見る度に言われますんで。私もそのごみ袋に必ずプラごみを入れるんですが、本当にすぐに一杯になるんですね、大きなごみ袋でも。で、2週間に1回ですから、ごみ置き場に出すと、ごみ置き場、そんなにたくさんの常会じゃあないですけども、蓋が閉まらんくらい直ぐ一杯になるんですよね、かさも大きいですしね。ですから、それは本当に、生活者のいろいろな視点としては喫緊の課題だと思いますので、できるだけ早く。 「いつになるんですか。」と今朝も出がけに言われましたんで、「いつも言いよるんで、また局長さんに言うとかよ。」というのは言ったんですが。まあ、できるだけ早く、いろんな事情があるんでしょうが、取り扱っていただきたいというふうに思います。 で、最後の質問になりますけれども、先ほど、木原監査委員さんがおっしゃった、リユースですかね。これは非常に大事なことだと思いますんで。さっきあの、いわゆるメルカリみたいな形ですよ。こういったもの、本当に若い人たち、あるいは全国に発信するとどこでどういう需要があるかわからんというくらいの良さがありますので、これは本当に組合として取り組むべきじゃないかなと。だから、常駐でなくても一人そういうインターネットを通じて写真を撮って発信する、これだけでも費用が出るくらいの価値が生まれてくる可能性がありますので、これは、監査委員さんおっしゃるように、しっかりと取り組んでいかれるべきじゃないかだと思いますので、その辺の考え方を改めてお伺いしたいと

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	2 番議員 議 長 事務局長 議 長 事務局長	思います。 答弁を求めます。 議長。 児玉事務局長。 そうですね、御指摘のように、リユースの取り組みというのいろいろな方法もございます。実際、受け渡しだけをする、ホームページにですね、こういうものが誰かいらませんか、っていう情報提供の場を設けるだけとか、そういったことで受け渡しをしているようなところもあります。まあ、NOSAI さん、農機具なんかそうしていっちゃいますし、社会福祉協議会さんもベッドとかそういった介護用品について、そういった取り組みをしていっちゃるところもありますので、そういったリユースの仕組みですね、その辺りを市町さんとも相談しながら早急にそういった事業内容について来年度考えていけるようにしたいと思っております。 それから先ほどの説明の補足なんですけれども、まあプラ容器とか古紙とかそういったものを収集する回数を増やすというのも一つの対策にはなるんですが、回収拠点を設けるというのも一つの方法だと思います。だから、プラ容器をいつでも出せるような場所が地域にあるということになれば、皆さん、そこに家に溜めておかずに、あそこにいつでも出せるわと思って出していただいて、その管理がちゃんとできていれば、そこにまたうちのものが収集に行くっていうことになれば、またそういった収集運搬コストも低減できるんじゃないかなと考えております。 実際今、北広島町さん、役場の駐車場の方にそういう古紙の回収ステーションを設置されております。そういった取り組みが各小学校区単位でできれば、そこで持ち込めるというのが住民の方にとっては一番便利な方法なのかなと思っておりますので、こういった所も合わせて検討させていただきたいと思っております。 以上です。
	議 長 2 番議員 議 長 2 番議員	答弁を終わります。 議長。 熊高昌三君。 納得できる答弁をいただきましたので、あとは市町との関係がありますので、御担当者それぞれいっちゃいますので、それぞれをしっかり受け止めていただいて、取り組みを連携していただ

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	2 番議員 議 長	きたいということを要望して終わります。
	1 番議員	他に質疑はありませんか。
	議 長	はい、議長。
	1 番議員	前重昌敬君。
		はい。昨年の監査委員さんの指摘の中で、民間委託の推進ということがございました。そうした中で、そういう委託をする業務を十分精査する必要があるのではないかという御指摘があったと思うんですが。今回監査委員さんの方にはそうした形を御説明されたんじゃないかと思うんですが、改めまして、こうした形の中で、市町の連携も図りつつ、現業部の合理化サービスの向上を図るということでは、こういった形をされたかというのをお聞きしたいと思います。
	事務局長	議長。
	議 長	答弁を求めます。児玉事務局長。
	事務局長	民間委託の推進についての御質問でございますけれども、収集運搬業務につきまして、29 年度から各市町さんの業者さんに委託するということで民間委託の拡大を行っておるところでございます。今年度につきましては、ごみの処理委託ということで、以前から取り組みは継続しておるんですけれども、これは来年度の取り組みということにはなるんですが、今、焼却炉の運転管理業務、これは夜間のみ、民間の方にやっていただいて、昼間は職員がやっているんですけれども、これにつきましても、今度、職員、定年退職する者もございます。それを退職者不補充という形で、その昼間の民間委託もそちらの業者さんに一貫して任せる、ということは今、検討させてもらっているところでございます。で、御指摘のようにですね、全部委託するのではなくて、その、監査委員さんから御指摘がありましたけれども、よく内容を精査して行うようにということも言われていますので、今、そのごみの収集運搬の、すみません、ごみの焼却の作業については、夜間の業務で既に実績もありますし、これは昼間も任せて大丈夫、その方が効率がいいという判断から今ちょっと検討をしているところでございます。
		以上です。
	議 長	答弁を終わります。
	1 番議員	はい。議長。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 1 番 議員	前重昌敬君。 わかりました。いろいろと結構、今回の資料の行政報告書の 11 ページにありますように、許可の状況といった業者さんの内容が出とります。そうしたところの、はっきり言って立ち入り調査とかですね、そうした業者への関係等が実際問題やられているかどうか。まあ、こうしたところへ許可をされる時には、実質、書類審査とかされるんじゃないかと思うんですが。そうした中で、こういう 29 年度からということで、まだ浅いんですが、ある程度そういう形を受けての中では、そういう調査もされている状況なのかどうか、その辺を 1 点お伺いさせていただきたいと思います。
	事務局長 議 長 事務局長	議長。 答弁を求めます。児玉事務局長。 処分業の許可ですとか、そういった許可につきましては大体 2 年に 1 回の更新です。その 2 年に 1 回の更新の時には、施設の方に行ってですね、現地の調査をさせていただいております。毎年はこちらはちょっと行っていないんですけども、そういう時には行っているところですよ。で、あと、布団とか木くずとかそういった委託状況の確認というのは、1 年に 1 回は必ず行くというのが法律の方にも記載がございますので、それは、下関ですとか宇部ですとかそういった遠くにまで行って職員が確認している状況です。 収集運搬の業務内容についてはですね、きれいセンターにいつも来られるからということで、そこで確認ということにはなっているんですが、議員さん御指摘のようにですね、今後は、まあ年に 1 回か 2 回は、例えば収集運搬車の後ろへついて調査するとか、そういったことも必要なかなあと、今議員さんの御提案からすると、そういうのも確かに必要だなあというのを、今思いました。 以上です。
	議 長	答弁を終わります。
		他に質疑はありませんか。中田節雄君。
	5 番 議員	はい。1 点ほどお伺いいたします。あの、香川県の三豊市のトンネルコンポスト方式、まあ民設民営の処理方式でありますけども、視察させていただいて、素晴らしい施設だなということを思ったんでありますが、そのことについて、当地域に合致するのかどうか、このことについて検討されておるようでありますし、また次の総会までには、今の施設について結論を出していきたいと

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	5 番議員 事務局長 議 長 事務局長 議 長	いうことも言われておりましたが、現在どの程度、こういった項目について調査をされているのか。また、この圏域にそれが合うのかどうか、私個人としてはきちんとした調査をしてですね、今の施設の跡地だけでなく、ちょっと圏域を越えたところでも、広範囲にできるもんならしていけるように、まあこれはトンネルコンポスト方式を設置された会社が、ちょっとど忘れしましたがけれども、そこのコンタクトも取られたことがあるのかどうなのか、そういったことも含めて、どの辺まで調査が進んでいるのかお伺いいたします。 議長。 答弁を求めます。児玉事務局長。 はい。トンネルコンポスト等の調査の進捗状況でございますけれども、この間、事後研修会で、海外の状況がどうかという御指摘がございまして、今、丁度あの時、案内していただいたコンサルタント会社の方からですね、まあ、資料を取り寄せて、今、海外のトンネルコンポストの状況というのをちょっと調べているところでございます。で、その後はですね、そのコンサルタントさんの方が今、別の高知県の方でも、そういった三豊市さんと同じ方式でのごみ処理施設の導入ということで、今丁度、コンサルさんの方もそちらが動いていらっしゃいますので、今後そちらのところとコンタクトをとりながら、それから、この間の視察先でですね、その日本の代理店というのを御紹介いただきました。トンネルコンポストの日本の代理店みたいなものがあるんですけども、そちらの方も御紹介いただきましたので、そちらの方ともコンタクトを取りながら検討しなきゃいけないと考えてはおりますが。この間も管理者、副管理者の方でも相談していただいたんですけども、いろんな調査がかなり必要というのは、その時にも意見が出たところでございます。 以上です。 はい。答弁を終わります。 他に質疑ありませんか。 これをもって、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	議 長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終結いたします。
	議 長	これより、議案第8号「平成30年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立をお願いします。 〔賛成者起立〕
	議 長	起立全員であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第8、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。 議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。 お諮りいたします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	議 長	御異議なしと認めます。 したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
閉 議	議 長	以上で本定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。 これをもって「令和元年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。